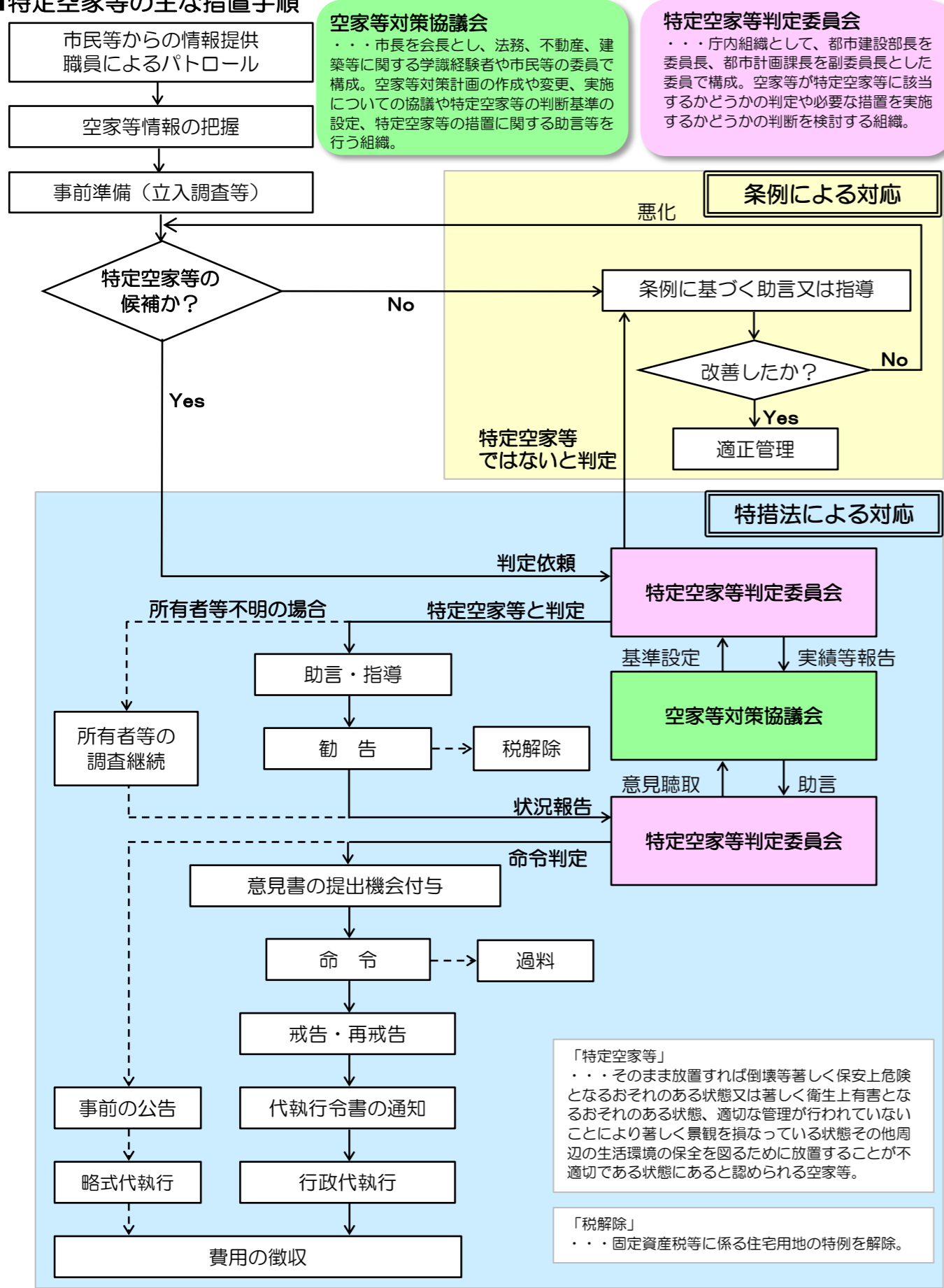


笠間市空家等対策計画の概要

第3章 空家等対策に係る基本的な方針等

■ 特定空家等の主な措置手順



2 その他の取り組み

■ 空家等の調査に関する事項

空家等の最新情報を把握するため、定期的な実態調査のほか、所有者等の調査・特定及び意向の把握を行い、情報を更新・管理できる仕組みとしてデータベース化を推進する。

■ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

所有者等が十分な知識を持ち、適切な対応を図ることができるよう、市役所に相談窓口を設置するとともに、空家コーディネーターを配置する。また、あらゆる相談にワンストップで対応できるように相談会を開催する。

■ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

本計画を効率的・効果的に実施するため、市の体制を整備するほか、「笠間市空家等対策協議会」を組織する。また、市民・関係団体との連携強化を推進する。

■ その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

特措法のほか、関係法令と連携し、特定空家等への適切な対策を講じる。また、特措法及び条例の両面から、多岐にわたる空家等の課題に取り組む。

第4章 計画の目標

本計画を着実に実施するため、下表の計画目標値を定め推進する。

(累計値)

計画指標名	平成27年度末	平成33年度末
①管理不全状態空家等改善件数	96件	250件
②空家バンク制度成約件数	24件	80件
③空家バンク制度移住・定住者数	56人	170人

第5章 目標を達成するための重点施策

1 空家等の適正管理の推進

- ・特措法や条例に基づき、管理不全状態空家等について、所有者等に状態の改善を求め、周辺の生活環境等の維持・改善や地域の活性化を推進する。
- ・改善された空家等の中で、利活用が可能と思われる空家等については、空家バンクへの登録を促す。

2 空家バンク制度の推進

- ・空家バンク登録件数の増加を図るため、関係団体と連携し、積極的に所有者等へ啓発活動を推進する。
- ・生涯活躍のまち（笠間版CCRC）などの新たなコミュニティ形成の施策との連携を図る。

3 空家等に関する補助制度の推進

- ・空家解体撤去補助制度による安全と安心の確保及び住環境の向上に資する。
- ・空家活用支援補助制度による空家の利活用の推進と移住・定住の促進を図る。

○空家解体撤去補助制度

解体	対象	管理不全状態空家等のうち、立入調査で対象となった建物の解体撤去工事に係る費用の補助。
	補助額	補助対象工事に要する経費の1/3以内、限度額30万円

○空家活用支援補助制度

修繕	対象	空家バンク登録物件の修繕、補修、取り替え等をする経費の補助。
	補助額	修繕費用の1/2以内、限度額50万円

購入	対象	空家バンク登録物件の購入に要する費用の補助。
	補助額	取得対価の3%以内、限度額30万円

賃借	対象	空家バンク登録物件の賃借に要する費用の補助。
	補助額	家賃2ヶ月分相当額、限度額10万円